

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領

制定	令和2年4月1日付け	元農振第2670号
最終改正	令和4年4月1日付け	3農振第2772号 農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）の中山間地農業推進対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

（2）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

（3）地域レジリエンス強化支援

中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組等

（4）中山間地複合経営実践支援

小規模な農家等が取り組みやすい品目の組み合わせ等により、地域特性に応じた複合経営を実践する取組等

2 農村型地域運営組織形成推進事業

（1）農村型地域運営組織モデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等

（2）農村型地域運営組織形成伴走支援

ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

1 第2の1の(1)～(3)の事業

事業実施主体は、都道府県、市町村又は地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

2 第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業

民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）

3 第2の2の(1)の事業

事業実施主体は、複数集落を含む地域協議会とする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の継承者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

4 第2の2の(2)のイの事業

都道府県

第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2に掲げる事業の実施期間は、原則として次の期間を上限とする。

- 1 第2の1及び2の(2)のアの事業の実施期間は、原則として1年間を上限とする。
- 2 第2の2の(1)及び(2)のイの事業の実施期間は、原則として3年間を上限とする。

第5 事業の公募

第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第6 事業の実施手続等

1 第2の1の(1)～(3)並びに2の(1)及び(2)のイの事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

ア 農山漁村振興推進計画

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6115号食料産業局長通知、平成29年3月31日付け28生産第2153号生産局長通知、平成29年3月31日付け28経営第3205号経営局長通知、平成29年3月31日付け28農振第2276号農村振興局長通知、平成29年3月31日付け28林整森第282号林野庁長官通知）に基づき定める地域別農業振興計画（以下「地域別農業振興計画」という。）並びに第5の1の(2)に規定する事業実施計画をもって農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）とみなす。

イ 事業実施計画

事業実施主体は、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を第2の1の(1)～(3)の事業に取り組む場合は別紙様式第1-1号により、第2の2の(1)の事業に取り組む場合は別記様式第1-2号により、第2の2の(2)のイの事業に取り組む場合は別記様式第1-3号により策定する。事業実施計画は、地域別農業振興計画に則したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標（地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に則した事業目標）を設けるものとする。ただし、地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第2号により事業実施計画の内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得ることとする。

(2) 事業の実施手続

ア 事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあつては地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあつては都道府県知事に別紙様式第4号により提出するものとする。

イ 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村及び地域協議会から提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、ア又はイにより提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第5号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。

エ 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した事業実施計画につい

て、別紙様式第6号により農村振興局長に報告するものとする。

オ 3に定める事業実施計画の重要な変更は、ア、ウ及びエに準じて行うものとする。

2 第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、第5の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、交付等要綱第5の振興推進計画及び交付等要綱第6の事業実施計画を別紙様式第7号より策定し、農村振興局長に別紙様式第8号により提出するものとする。

(2) 振興推進計画の策定に当たっては、事業実施計画の期間内に実施する事業によって、実現しようとする目標を設けるものとする。

(3) 農村振興局長は、(1)により提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱及び実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(4) 次項に定める振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、(3)に準じて承認を行うものとする。

3 振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

1の(2)のオ及び2の(4)の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の事業費の3割を超える増減

(2) 事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の廃止

第7 助成

交付等要綱第3の2の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第8 実施基準等

以下の基準に適合するものであること。

1 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。

2 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

第9 事業の評価

第2の1の(1)～(3)及び2の(1)の事業の評価については、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第9号及び第10号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市

町村又は地域協議会である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第2号により事業の評価内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により市町村又は地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、事業実施主体に対して改善指導を行うものとする。改善指導を受けた事業実施主体は、別紙様式第11号により改善計画を作成し、都道府県知事に報告するものとする。改善計画の報告を受けた都道府県知事は、改善計画を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の在する市町村長に対して別紙様式第2号により改善計画内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により都道府県知事から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、都道府県に対して改善指導を行うものとする。
- 4 3により指導を受けた都道府県知事は、別紙様式第11号により改善計画を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 5 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 6 1の報告は、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末日までに行うものとする。
- 7 2又は4により都道府県知事から改善計画の提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該改善計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

第10 補助金の返還

- 1 地方農政局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県に対し、改善に向けた指導を行い、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県に対し、市町村又は地域協議会に対し改善に向けた指導を行うよう求めるものとする。
- 2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、1の指導の結果においても改善されない若しくは改善の見込みがない場合又は第9の2又は4の規定により提出した改善計画が履行されず、今後も改善が見込まれない場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県知事に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求める措置を講ずることとし、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県知事に対し、市町村又は地域協議会に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるよう求めるものとする。
- 3 都道府県知事は、2により市町村又は地域協議会から交付金の返還があった場合には、交付金を国に返還するものとする。

第11 完了報告

- 1 事業実施主体は、第6の1の(2)のウ及び2の(3)により承認した事業実施計画に基づく事業が完了したときは、別紙様式第12号により、事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業完了報告書を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

第12 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第13 事業評価の事後調査

事業の中長期的な評価のため、地方農政局長等は、事業実施主体に対して事業完了年度の3年後にアンケート等の事後調査を実施することとし、事業実施主体は、これに可能な限り協力するものとする。

附則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領に基づく農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）については、なお従前の例による。

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
<p>1 中山間地農業ルネッサンス推進事業</p>	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等</p> <p>イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加 等</p> <p>ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>エ 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモ</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(2)の元気な地域創出モデル支援及び(3)の地域レジリエンス強化支援の各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。</p> <p>具体的な事業内容の(4)の中山間複合経営実践支援の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

	<p>デルメニューにより具体的・先進的な活動を支援。優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進。</p> <p>ア 高収益作物の生産等 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売</p> <p>イ 高付加価値化・販売力強化 品質向上、加工等により農産品の付加価値を向上、ブランド化や販路開拓等の販売力強化</p> <p>ウ 棚田地域の保全・振興 棚田地域等の振興、維持及び保全に関する多様な取組の実践</p> <p>エ 複合経営・半農半Xの実践 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>(3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不測の事態が生じた際の避難対策、平常時から交流深化等の連携を強化した協定の締結</p>		
--	---	--	--

	<p>(4) 中山間地複合経営実践支援</p> <p>中山間地域等での就農希望者等に対し、農産物、畜産、林業等を含めた多様な組合せによる複合経営に関する指導及び実践を支援、地域特性に応じた複合経営の横展開を図るための情報発信等</p> <p>※ 上記(1)及び(2)のうち営農戦略・販売戦略作成、新規作物・高収益作物の導入及び高付加価値化・販売力強化の取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ 上記(3)に取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備、③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。</p>		
<p>2 農村型地域運営組織形成推進事業</p>	<p>(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援</p> <p>地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の調査、計画作成、実証に関する取組を支援する。</p> <p>ア 農用地保全</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(1)農村型地域運営組織モデル形成支援の各年度の助成額の各年度の上限は、事業実施主体当たり1,000万円とする。</p>

	<p>農用地を持続的に保全するための取組</p> <p>イ 地域資源活用 農産物を含む地域資源を活用し、所得向上や雇用確保につながる取組</p> <p>ウ 生活支援 農村地域における生活支援の取組</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。</p> <p>ア 全国単位における取組 各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等</p> <p>イ 都道府県単位における取組 中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等</p> <p>※ 上記(1)の取組は次の事項に該当するものでなければならない。</p> <p>1 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定される</p>		<p>具体的な事業内容欄の(2)</p> <p>ア 全国単位における取組の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
--	---	--	--

	<p>こととされていること。</p> <p>2 生活支援の実証に取り組む場合は、農用地保全及び地域資源活用と一体的に行うものであること。</p>		
--	--	--	--

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

(1) 第2の1の(1)～(3)の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の基礎補修等の工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の現況調査等に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 第2の2の(1)及び(2)のイ事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(3) 第2の1の(4)及び2の(2)のアの事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費